

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成12年度包括外部監査

監査の対象 「岐阜市信用保証協会の経営状況について」

担当部局 商工観光部

指 摘 事 項	措 置 状 況
1 保証審議案件のうち、既保証残高を含めて5千万円以内は、会長専決となっているが、その件数も多いので、金額基準で専務理事以下に権限委譲を検討してはどうか。 5千万円を超えるものでも既保証債務の期限到来の同額以内の借替継続の再保証は会長専決となっているが、当初からの条件、資産状況等の変化がありうるので、審査委員会の決済事項とする必要があると思われる。	金融安定化特別保証制度の始まった平成10年度を除き、11年度、12年度とも承諾件数は月間500件を下回っており、13年度は更に減少傾向にあつて、保証案件は必ずしも多いといえない。したがって、当面は、全件会長まで決裁を行うこととして、権限委譲は行わない方針である。 5千万円を超える既保証債務の借替継続の再保証については、審査に当たって担保の再評価を行い、前回以降の決算書の検討や金融機関の取組方針を聞く等、資産状況等の変化の把握や業況把握に努めており、従来通りの取扱いとしたい。 (平成13年度)
2 保証において担保徴求する場合があるが、近年、土地の値下がりが続いているので、担保割れの危険性がある。土地担保で多額な保証については、何らかの検討が必要と思われる。	担保評価についてはその企業からの申込があつた都度(無担保保証であつたとしても)再評価しており、担保評価割れがある場合は、その内容により、充当担保の見直しを交渉するなどして対応している。又当初の担保評価の際も本来なら路線価×1.25倍すべきものを近年の地価下落傾向値を反映させて1.1倍で評価するなど地価の値下がりを考慮し、又保証協会の置かれている立場を考えて対応しており、今後もバランスよく対応していきたい。 (平成13年度)
3 求償権について分類が行われているが、分類と償却基準の関係が明確になっていないので、分類を行う以上関連付けを行うのが妥当である。	求償権の分類は、求償権の管理、回収の目的から、担保の有無、回収に要する期間等を基準にしており、償却基準は債務者等の状態により、一定期間内に経理処理を行う目的から決められており、両者を関連づけることは難しいと考える。 (平成13年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成12年度包括外部監査

監査の対象 「保育所、幼稚園の運営および学校給食業務について」

担当部局 福祉部・教育委員会

指 摘 事 項	措 置 状 況
1 保育料の収納は、口座振替又は振込によって行われているが、延滞の場合は、市立保育所においては、直接保育所で収納できる方策を検討されてはどうか。	保育所での現金の保管については、夜間金庫の利用等を検討したが、市立保育所(32か所)全てでの実行が困難であるとともに、平成18年度からは、保育事業室の職員が現金徴収できる体制の充実を図り、延滞については保育事業室職員と保育所職員が自宅訪問等により徴収しているため、保育所での直接徴収は実施しないこととする。 (平成20年10月22日)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成12年度包括外部監査

監査の対象 「保育所、幼稚園の運営および学校給食業務について」

担当部局 福祉部・教育委員会

指 摘 事 項	措 置 状 況
1 教育委員会における各幼稚園の月末園児数把握にあたっては、各園からの書類の提出の徹底、手続きの検討が必要と考える。	月別の園児数は、各園長より学校指導課に提出するよう指示をしました。 （平成13年度）
2 物品購入依頼書に園長印のないものが見受けられたので留意していただきたい。	各園長に見落としのないよう指示をしました。 （平成13年度）

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成12年度包括外部監査

監査の対象

「保育所、幼稚園の運営および学校給食業務について」

担当部局 福祉部・教育委員会

指 摘 事 項	措 置 状 況
1 嘱託職員の報酬は、統一要綱嘱託における1日勤務時間は5時間45分であるが、実際は6時間45分勤務し、1日1時間をプールして夏休みでほとんど勤務日数のない8月に充当計算されている。8月末で退職した場合、規程との問題はないが、計算根拠との関係では検討が必要と思われる。	平成15年に、「学校給食調理嘱託委員の年度途中の採用又は退職に伴う報酬の調整額の取扱いについて」の取り決めをし、退職時又は年度末に報酬を調整しているため、報酬の不均衡は解消された。 (平成18年10月27日)
2 保健体育総務費に小学校管理費、青少年育成費等で計上されるべき労災保険料が計上されているので、事務コストとの兼ね合いも考慮し検討が必要と思われる。	支出科目の適正化を行います。 (平成13年度)
3 岐阜市学校給食会の事業は法人税上の収益事業に該当するため、収支計算書をベースに別途、法人税申告のための損益計算書と貸借対照表が作成されているが、公益法人会計基準に基づく計算書類を作成して理事会承認を受け、それに基づき法人税申告を行う必要がある。	実施します。 (平成13年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成12年度包括外部監査

監査の対象 「市税の収入事務の執行について」

担当部局 財政部

指 摘 事 項	措 置 状 況
1 固定資産税の賦課事務において、職員2名の調査で決定し、上司の決裁が行われていない。	平成12年調査分から、計算が終了し、全ての処理が終了した地区から、適時、部長決裁を受け保管していくこととした。 (平成13年度)
2 法人市民税の更正通知にあたり税務部長決裁が行われているが、通知後の更正取消は担当者による取消処理だけとなっている。	通知後の更正取り消しについても、税務部長決裁手続きを実施する。 (平成13年度)
3 市税を小切手、手形で収納する場合があるが、現物の管理状況は良好とはいえない。	管理方法を下記のとおりとする。 ① 取立て等の実務担当者1名、点検者1名(特別整理係長)の2名体制で管理する。 ② 保管方法及びチェック体制 小切手、手形の保管(手提金庫)は、会計課の金庫内とし、必要に応じて取り出し取立て等の事務処理を行う。 チェックは毎週管理簿と現物(小切手、手形)とのチェックを点検者と実務担当者が行う。 (平成13年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成12年度包括外部監査

監査の対象 「市税の収入事務の執行について」

担当部局 財政部

指 摘 事 項	措 置 状 況
4 時効に至った滞納者の中には、納税する能力があると思われる者もわずかではあるが認められた。 滞納者について、現況を十分把握し、より慎重な滞納整理事務を行う必要がある。	時効に至った理由は、事業不振により会社が倒産、又は個人破産し所有資産が競売処分され、その後転職し収入あるも、その収入を差押えることは、生活を著しく困窮させるとの判断により処分を留保、現状を考慮しつつ滞納整理を行っている過程において、時効となったものである。今後は更に滞納者の実状等を十分調査し、時効中断のための処置(分割納付、差押処分)を講ずるよう、滞納整理事務に努める。 (平成13年度)
5 市県民税の電算処理業務に係るデータ入力について、合見積もりを取るなど委託費削減の工夫がされてはどうか。また、委託費削減のため、事業所に対し給与支払報告書の磁気テープ等による提出について、積極的に依頼することが望ましい。	情報センターへは、給与支払報告書の入力事務等について、他市町村と同一単価で契約しているので、今後他の業者の合見積もりを取るなどして経費削減について検討する。 また、事業所からの給与支払報告書のフロッピーディスクによる提出については、現在も実施しているが、今後も事業所に対して積極的に勧奨し、経費削減に努める。 (平成13年度)
6 「リース物件」の決定については、各担当課の対応だけでなく、競争性、透明性をより高めるよう検討すること望ましい。	リース契約については、今後、担当課と契約課と協議し、事務処理をすすめる。 (平成13年度)

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成12年度包括外部監査

監査の対象 「市税の収入事務の執行について」

担当部局 財政部

[illegible]

措置状況 (地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

平成12年度包括外部監査

監査の対象 「市税の収入事務の執行について」

担当部局 財政部

指 摘 事 項	措 置 状 況
11 税総合オンラインシステムの開発において、当初決済額と実行予算額との関係が明確になっていなかったため、決済手続きについての検討が必要である。	当初、税総合オンラインシステムを導入する際、必要な経費について精査し概算見積もりを取り、導入についての決裁をした。 その後、導入に対して再度詳細な事務打ち合わせをし、再精査した結果経費が増えた。その際の計画変更の決裁が必要ではないかとの指摘であった。 今後の事業及び計画変更等については、決裁手続きについて、適正な事務処理を実施する。 (平成13年度)
12 現状のパスワードはアラビア数字4桁であるが、その他の記号の利用や桁数の増加についての検討が必要である。	パスワードの変更については、現行税務システムの制限もあることから、現行システムで可能な範囲の対応として、運用面で定期的なパスワード変更、職員の異動に伴う不安定な変更等を実施している。 将来的には税務システムの更新に合わせて、ICカード、生体認証(指紋、声紋、手のひら等)等を採用するなど、更なるセキュリティの向上に努めていく。 (平成18年10月27日)
13 資産税課の資産税係と償却資産係は更正入力と決裁入力を同一人でできるシステムとなっており、検討が必要である。	監査での指摘を受け、直ぐに決裁入力担当者以外入力できないようにシステム設定の変更(パスワードによる担当者の限定)を行った。 (平成18年10月27日)